

計画の基本的な考え方

1 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「新・元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画（改定版）」の個別計画

2 計画の期間

平成26年度～平成30年度（5年間） ※現行計画は10年間

3 基本理念

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で、自立し、安心して、生き生きと暮らすことができる幸せな富山を目指します。

4 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

5 基本的視点

- (1) 障害者の自己決定の尊重
- (2) 自立を支援し、社会参加を促進
- (3) 総合的で切れ目のない支援の展開
- (4) 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の実施
- (5) ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進 ※(1)(3)(5)は新設

計画策定の背景

1 障害者の現状

- 障害者数が増加。年齢階層別では身体障害者を中心に65歳以上の割合が増加。
- 障害者の重度化・重複化の傾向が続いている。
- 近年、発達障害や高次脳機能障害、難病などが障害者施策の対象に加えられている。

※県内の障害者手帳所持者数の推移（ ）は、65歳以上が占める割合

	14年度末	19年度末	24年度末
身体障害者	44,434人(66.4%)	49,102人(70.5%)	50,855人(74.3%)
知的障害者	5,501人	6,452人	7,252人
精神障害者	1,651人	2,721人	4,528人

2 障害者施策に関する最近の主な制度改正

障害者自立支援法等改正(H22)、障害者虐待防止法制定(H23)、障害者基本法改正(H23)
障害者総合支援法制定(H24)、障害者差別解消法制定(H25)、障害者権利条約批准(H26)など

3 障害者を取り巻く現状と課題

- ①障害及び障害者に対する県民の理解が必ずしも十分でない。
- ②障害者の地域生活を支援するサービスの一層の充実が必要。
 - ・身近な地域における障害児の療育体制が不十分
 - ・ホームヘルプの利用が少ない。障害特性を理解したヘルパー養成の充実などが必要
 - ・グループホームや生活介護事業所など地域生活を支えるサービス基盤の継続整備が必要 など
- ③障害者の高齢化や障害の重度化・重複化への適切な対応が必要
- ④発達障害など、多様な障害に対する適切な対応が必要
- ⑤障害者の就労支援の充実や工賃向上に向けた実効性のある支援が必要
 （・県全体の平均工賃（第1期工賃向上支援計画実績） H18：月額11,999円 → H23：月額14,817円）
- ⑥大規模災害に備えて障害者の防災支援体制を整備しておくことが必要

計画の内容

I 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり

【主な施策】

<ol style="list-style-type: none"> 1 障害及び障害者に対する理解の促進 (1)啓発・広報活動の推進、(2)福祉教育の推進 (3)地域での交流と県民の参加 (4)ボランティア活動の推進 ② 差別の解消及び権利擁護の推進 (1)障害を理由とする差別の解消の推進 (2)権利擁護の推進 3 社会参加活動の推進 (1)スポーツ活動の振興、(2)文化活動等の振興 (3)社会参加促進事業の推進 	<p>新 知的障害、精神障害、発達障害等の障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を通じた広報活動、啓発イベント展開など <p>拡 学校や地域における福祉教育の推進</p> <p>新 差別解消法等に基づく障害を理由とする差別解消の推進</p> <p>新 虐待防止法に基づく障害者虐待の未然防止、早期発見等</p> <p>新 障害者スポーツへの理解と認識拡大、障害のある人もない人も共にスポーツ教室等に参加できる機会の充実など</p>
---	---

II 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進

<ol style="list-style-type: none"> 1 障害のある子どもの教育・育成の充実 ② (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (2)一貫した教育相談体制の充実と障害学習の推進 ③ (3)地域療育体制の整備 2 雇用・就労の促進 (1)障害者の雇用促進 ③ (2)福祉的就労の充実 	<p>新 就学先決定の仕組みの構築、障害のある児童生徒に対する合理的配慮に関する周知など</p> <p>新 障害児が身近な地域で支援が受けられる療育体制の整備</p> <p>拡 在宅の重症心身障害児支援の充実</p> <p>新 地域における障害児支援機能充実への支援</p> <p>新 共生型福祉推進特区における施設外での福祉的就労の拡大</p> <p>拡 自主製品創出や新分野開拓など工賃向上支援事業の充実</p>
---	--

III 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実

<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援体制の整備 ③ (1)地域における相談支援体制の充実 (2)専門的な相談支援体制の充実 2 地域生活を支援するサービスの充実 ③ (1)在宅サービス等の充実、④ (2)多様な障害に対する対応 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 (1)施設整備の基本的方向 (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用 4 質の高いサービスの提供 (1)サービスの質の向上、(2)福祉を担う人づくり 5 保健・医療施策の充実 (1)障害の予防・早期発見、(2)保健・医療体制の充実 ③ (3)リハビリテーション提供体制の充実 (4)精神保健・医療施策の推進 	<p>拡 基幹相談支援センター設置支援など地域での相談体制充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターなどによる専門的相談支援の実施 ・グループホームや生活介護事業所などの整備支援 <p>拡 障害者ヘルパーや同行援護従事者等の養成研修の充実</p> <p>拡 障害者の家族への支援の充実</p> <p>新 高齢の障害者や常時介護を要する障害者に対する支援の在り方についての国の検討を踏まえた対応</p> <p>新 施設入所者の高齢化や重度化・重複化に対する施設機能の在り方等についての検討</p> <p>新 新病院・こどもセンターにおける児童精神科医療の充実</p> <p>新 難病医療提供体制の整備、在宅療養支援など</p> <p>新 新病院・こどもセンター、地域リハビリ総合支援センター(仮称)の整備</p>
--	--

IV 快適で安心して暮らせる生活環境の整備

<ol style="list-style-type: none"> 1 住みよい生活環境の整備 (1)暮らしやすい住まいの整備、(2)人にやさしいまちづくりの整備、(3)利用しやすい交通、移動手段の整備 (4)ユニバーサルデザインの普及 2 安心して暮らせるまちづくりの推進 (1)交通安全対策の充実、④ (2)防災対策の推進 (3)防犯対策の推進、(4)消費者トラブルの防止 3 コミュニケーション支援体制の確立 (1)情報バリアフリー化の推進、(2)情報提供の充実 (3)コミュニケーション支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合防災訓練で障害者や支援者が参加し実践的な訓練 <p>新 災害時に在宅障害者を受け入れる「避難スペース」整備支援</p> <p>新 「避難スペース」活用による防災訓練を市町村に働きかけ</p> <p>新 市町村における要支援者の避難支援体制の整備推進</p> <p>新 警察と地域の障害者団体等との連携による犯罪被害の防止</p> <p>新 手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成事業の実施市町村拡大に向けた働きかけ</p> <p>拡 盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣、派遣事業の周知</p>
--	---